

議案第59号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年6月9日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「昭和 25 年厚生労働省令第 15 号」を「昭和 25 年厚生省令第 15 号」に改め、同条第 18 号及び第 19 号中「80 万 9 千円」を「82 万 6,500 円」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「80 万 9 千円」を「82 万 6,500 円」に改め、同項第 2 号中「同法第 314 条の 7、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の」を「同法附則第 5 条の 4 第 5 項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

第319回令和8年(6月)加西市議会定例会審議資料(追加)

(令和8年6月9日)

1 議案第59号 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第192号)が令和8年6月3日に公布され、令和8年7月1日に施行されることに伴い、兵庫県福祉医療費助成制度における低所得判定基準が80万9,000円から82万6,500円に引き上げられるため、同基準を準用する市条例の低所得判定基準を引き上げるほか、所要の改正を行うもの。